

自己資金のご用意がある方の最優遇金利プラン

安心保障
付き！！

新規借入/変動金利（通期引下げプラン）

新規借入/固定金利10年（当初引下げプラン）

最優遇金利

融資率80%以下の場合

最優遇金利

年 0.650 %

基準金利：年3.275% 金利引下げ幅 年-2.625%

年 2.239 %

基準金利：年4.140% 金利引下げ幅 年-1.901%

- ※ 表示金利は2026年1月に住宅ローンを実行する場合の適用金利（年率）です。
金利は毎月見直しを行い、金利情勢の変動などによっては月中に変更する場合があります。また、実際の適用金利はお申込時ではなく、お借入日（お借入実行日）の金利が適用されます。詳しくは銀行代理業者へお問い合わせください。
- ※ お借入総額に対する融資率に応じて適用金利は異なります。変動金利タイプご選択時、融資率が80%超～100%以内でお借入れの場合は表示金利に年0.090%、100%超でお借入れの場合は表示金利に年0.160%上乗せとなります。尚、本プランは新規借入用につき借換は対象外です。
- ※ 当社または保証会社の審査結果によっては、表示金利に年0.100%～0.550%上乗せとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 借入期間を35年超～40年以内でお借入れいただく場合は、ご利用いただく住宅ローン金利に年0.070%、借入期間40年超～50年以内でお借入れいただく場合は年0.150%上乗せになります。
- ※ ご選択いただく団体信用生命保険のプランによっては、ご利用いただく住宅ローン金利に年0.200%～0.400%が上乗せとなります。
- ※ 変動金利タイプは環境配慮型住宅への特別金利優遇（ZEH割、エネカリ割、エネカリプラス割等）を受けることができません。

ガン診断時だけじゃない。幅広い超充実のスゴい保障。

50歳以下は
金利上乗せなし
※3

病気やケガで働けなくなったとき※1は

全疾病保障

住宅ローン残高

¥ 0

+

3大疾病（ガン診断時含む）で
所定の状態になったとき※2

3大疾病 50%保障

住宅ローン残高

半額

※1 ガン（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎の8疾病と、8疾病以外の病気やケガ（精神障がい等は除く）により就業不能状態が一定期間継続した場合。

※2 所定の「悪性新生物」と診断確定された場合、「急性心筋梗塞」「脳卒中」を発病し、60日以上所定の状態が継続したと判断された場合、または所定の手術を受けた場合。

※3 融資実行時50歳以下のかたにガン診断時給付含む3大疾病50%保障、全疾病保障を基本付帯。

金利一覧（2026年1月お借入れの場合）

金利タイプ		基準金利	通期引下げプラン			当初引下げプラン		
			借入金利	ご契約時の 引き下げ幅	特約期間終了後の 引下げ幅	借入金利	ご契約時の 引き下げ幅	特約期間終了後の 引下げ幅
変動 金利	変動	年 3.275%	年 0.740%	年 -2.535%	変動⇒固定変更時 年-1.670%(※1)	年 1.414%	年 -1.861%	変動⇒固定変更時 年-1.066%(※2)
	変動（借換）		年 0.650%	年 -2.625%	変動⇒固定変更時 年-1.600%(※1)			
固定 金利	2年	年 3.570%	年 2.029%	年 -1.541%	変動選択時 年-1.646% 固定選択時 年-1.546%	年 1.499%	年 -2.071%	変動選択時 年-2.131% 固定選択時 年-1.196%
	3年	年 3.700%	年 2.159%			年 1.719%	年 -1.981%	
	5年	年 4.000%	年 2.459%			年 1.979%	年 -2.021%	
	7年	年 3.900%	年 2.359%			年 2.159%	年 -1.741%	当初期間終了後 年-0.996%
	10年	年 4.140%	年 2.599%			年 2.239%	年 -1.901%	
	15年	年 4.740%	年 3.199%			年 2.539%	年 -2.201%	
	20年	年 5.950%	年 4.409%			年 2.809%	年 -3.141%	
	30年	年 6.200%	年 4.659%			年 2.919%	年 -3.281%	
	35年	年 6.330%	年 4.789%			年 2.919%	年 -3.411%	

■実際の適用金利はお申込時ではなく、お借入日（お借入実行日）の適用金利が適用されます。このため、お申込時の金利と異なる場合があります。

※1 契約時に変動金利（通期引下げプラン）をご選択の場合：固定金利特約タイプ変更後、再度、「変動金利タイプ」へ変更した場合の引下げ幅は年-2.535%、借換の場合は年-2.625%です。

※2 契約時に変動金利（当初引下げプラン）をご選択の場合：特約期間終了後、「変動金利」を選択した場合の引下げ幅は年-1.066%です。

※ 借入期間を35年超～40年以内でお借入れいただく場合は、ご利用いただく住宅ローン金利に年0.070%、借入期間40年超～50年以内でお借入れいただく場合は年0.150%上乗せになります。

※ 上表は融資率100%以下でお借入れした場合の金利一覧表です。融資率80%以下の場合は金利一覧の借入金利に年0.070%上乗せとなります。なお、固定金利については融資率に関わらず一本値となります。

団体信用生命保険3大疾病保障特約（3大疾病保障特約）

3大疾病特約

- 所定の「悪性新生物（※1）」と診断確定された場合、ローン残高の50%または全額の返済に保険金が充当されます。「急性心筋梗塞」「脳卒中」を発病し、60日以上所定の状態（※2）が継続したと判断された場合、または所定の手術を受けた場合（※3）、ローン残高の50%または全額の返済に保険金が充当されます。
- ※1 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、上皮内がん、大腸粘膜内がん等に疾患した場合など、保険金支払いの対象とならない場合があります。
 - ※2 所定の状態とは、「労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動で制限を必要とする状態）が継続した場合（急性心筋梗塞等）」または「言語障がい、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続した場合（脳卒中）」をいいます。
 - ※3 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、所定の病院または診療所において所定の開頭術、開胸術、ファイバースコープ術、血管・バスケットカテーテル手術を受けたときをいいます。
 - ※ ご加入にあたっては、詳しい保障内容やお客さまの不利益となる事項が記載された、「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。
 - ※ 責任開始日からその日を含めて3か月以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合は、3大疾病保険金は支払われません。
 - ※ 3大疾病保障100%にご加入された場合、重度ガン保険金前払特約は付帯されません。

お申込みにあたって

- お借入時の年齢に応じて、基本付帯となる保障が異なります。
- 保険契約ご加入の際、健康状態などを告知していただきます。
- 加入申込保険金額が1億円超(3大疾病100%にご加入の場合は5,000万円超)のかたは、健康診断書などをご提出いただきます。
- ※ 住宅ローンお借入れ後に保障内容の変更はできません。
- ※ 事実と異なる告知や告知漏れがあると、保険金のお支払いができない場合や、保険契約が解除される場合があります。

引受保険会社：SBI生命保険株式会社

団体信用就業不能保障保険

8疾病

8疾病により就業不能状態が12か月を超えて継続した場合、住宅ローンの残高が0円になります。就業不能状態が12か月に満たない場合は、毎月のローン返済相当額を保障します。

8疾病以外の場合

- 8疾病以外の疾病または傷害により就業不能状態が24か月を超えて継続した場合、住宅ローンの残高が0円になります。就業不能状態が24か月に満たない場合は、毎月のローン返済相当額を保障します（但し、就業不能発生より3か月間は免責期間となり、毎月のローン返済相当額は保障されません）。また、就業不能状態が12か月を超えて継続した場合、長期不能見舞金が支払われます。
- ※ ご加入にあたっては、詳しい保障内容やお客さまの不利益となる事項が記載された、「被保険者のしおり」の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。
 - ※ 責任開始日(融資実行日)から3か月間は待機期間となり、8疾病・8疾病以外のいずれも保障の対象となりません。

お申込みにあたって

- 保険契約ご加入の際、健康状態などを告知していただきます。
- 加入申込保険金額が1億円超(3大疾病100%にご加入の場合は5,000万円超)のかたは、健康診断書などをご提出いただきます。
- 健康状態によりご加入いただけない場合があります。
- 長期就業不能見舞金特約はお客さまお一人につき一つとし、すでに他の住宅ローンで長期就業不能見舞金特約に加入されている場合等は付帯されません。

引受保険会社：SBI生命保険株式会社

団体信用生命保険に関するお問合せ <団体信用生命保険サポートデスク> 0120-272-350
【受付時間】平日 9：00～18：00 / 土・日・祝日 10：00～17：00（年末年始を除く）

住宅ローンの商品概要

- お借入金額：500万円以上3億円以下（10万円単位） ■お借入期間： 1 年以上50年以内
- お取扱地域： 日本国内全域です。ただし、借地・保留地・共有仮換地上の物件、離島にある物件については、お取扱いできません。
- 金利タイプ：「変動金利タイプ」「固定金利特約タイプ」2つの金利タイプからご選択いただけます。「変動金利タイプ」をご選択いただいた場合、お借入れ後の金利は、（2025年12月17日までに契約締結された方）：年2回、4月 1 日、10月1日の住信SBIネット銀行短期プライムレートを基準として年2回金利の見直しを行います。（2025年12月18日以降に契約締結された方）：毎月1日の住信SBIネット銀行短期プライムレートを基準として毎月金利の見直しを行います。
 - ※契約日の判定につきましては、銀行代理業者へお問い合わせください。
- 担保：ご融資対象物件（建物のみの場合は土地・建物の双方）に住信 S B I ネット銀行（保証会社による保証を利用する場合は保証会社）を抵当権者とする抵当権を第1順位にて設定していただきます。※土地先行プランの場合、1本目融資対象物件及び2本目融資対象物件のそれぞれに対して、第一順位及び第二順位抵当権を設定していただきます。
- 保証・保証料：保証会社による保証を利用する場合はMG保証株式会社の保証付となります。保証料は住信SBIネット銀行が負担いたします。収入合算者は連帯保証人、担保提供者は物上保証人として頂きます。
- 事務取扱手数料：お借入金額の2.2%（税込） ※消費税は、ご融資実行日時点の適用税率に基づき算出されます。
- 住信 S B I ネット銀行指定の団体信用生命保険にご加入いただけます。なお、先進医療特約はお客さまお一人につき一つとし、既に先進医療特約に加入されている場合（引受保険会社とお客さまとの直接契約を含む）等は付帯されません。保険料は住信 S B I ネット銀行が負担いたします。引受保険会社：SBI生命保険株式会社
- 固定金利特約期間中に全額繰上返済を行う際は、33,000円（税込）の手数料が必要です。
- 変動金利(当初引下げプラン) の特約期間はお借入れから60か月経過した後の6月または12月（いずれか早い方）の返済日までです。特約期間終了後は特約期間終了後の引下げ幅が適用となります。なお、特約期間中に「固定金利特約タイプ」に変更された場合には特約期間終了後の引下げ幅となります。
- 固定金利特約期間終了後、再度、その時点の住信SBIネット銀行所定の「固定金利特約タイプ」の金利により固定金利特約期間を設定することができます。なお、再設定のお申出がない場合には、「変動金利タイプ」に変更となります。固定金利特約期間終了時において金利が上昇している場合、同一期間の固定金利特約を再設定されても、返済額が増える可能性がありますので、あらかじめご注意ください。
- お申込に際し、所定の審査をさせていただきます。審査により、ご希望に添えない場合がございます。当社または保証会社の審査結果によっては、お借入金利が年0.10%～0.55%上乗せとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 借入期間を35年超～40年以内でお借入れいただく場合は、ご利用いただく住宅ローン金利に年0.070%、借入期間40年超～50年以内でお借入れいただく場合は年 0.150%上乗せになります。
- お借入れ後に条件変更する場合には、手数料がかかる場合がございます。
- 詳しい内容につきましては、商品概要説明書をご覧ください。（商品概要説明書は取扱店舗で取得が可能です。）
- 住信SBIネット銀行のWEBサイトに具体的な返済額の試算が可能です。
- ※ お手続時に実際にお支払いいただく各手数料の金額は、住信SBIネット銀行所定の金額に当該お手続時点の適用税率に基づき算出される消費税額を加算した金額となるため、記載と異なる場合がございます。
- ※ 既に住信SBIネット銀行でお借入れいただいているご契約には、お借入れ時の金利プランの内容が適用となります。
- ※ 金融情勢等によっては金利プランの内容を変更する場合がございます。
- ※ お借入れ後の金利プランの変更（通期引下げプラン⇄当初引下げプラン）はできません。
- ※ 変動金利タイプをご選択の場合、お借入総額が融資率の80%超～100%以内でお借入れの場合は最優遇金利に年0.090%、100%超でお借入れの場合は最優遇金利に年0.160%上乗せとなります。
- ※ 資金使途によっては、金利帯が異なる場合がございます。金利については、銀行代理業者へお問い合わせください。

▶お申込みからお借入れまでの流れ



<銀行代理業の概要> 所属銀行：住信SBIネット銀行株式会社/銀行代理業者：吉田通信株式会社/許可番号：関東財務局長（銀代）第341号

取扱業務：円普通預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）並びに資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）当社は、銀行代理業に関して、お客さまから直接、金銭のお預かりをすることはありません。